

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 25 年 3 月 14 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
小瀬田集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
平成 25 年 3 月 13 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
1 経営体
法人 0 経営体
個人 1 経営体
集落営農 0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・個人で借り手を見つけれない場合は農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
・農業後継者や新規就農者を促進し、優良農地の維持を図る。